

一般社団法人山形県銀行協会 定款

第1章 総則

[名称]

第1条 この法人(以下「本協会」という)は、一般社団法人山形県銀行協会と称する。

[目的]

第2条 本協会は、銀行業務の改善進歩を図り、もって一般経済の発展に資することを目的とする。

[事務所]

第3条 本協会は、事務所を山形市に置く。

第2章 事業

[事業]

第4条 本協会は、第2条の目的を達成するために、山形県内において次の事業を行う。

- [1] 銀行の営業および業務一般に関する社員相互の連絡ならびに関係官庁その他との連絡
- [2] 金融および経済に関する調査ならびに研究
- [3] 関係官庁その他に対する建議ならびに答申
- [4] 他の金融機関および産業界との連絡
- [5] 金融業者相互の親交を図り、その連絡を密にするための施設
- [6] 銀行職員の養成、教育および厚生に関する施設
- [7] 相談所の設置、運営
- [8] その他本協会の目的達成上必要と認めた事業

第3章 社員

[社員の資格]

第5条 本協会の社員となることのできる者は、山形県に本店または支店等の営業拠点を有する銀行に限る。

[入会]

第6条 社員となることを希望する銀行は、所定の入会申込書を提出して理事会の承認を受けなければならない。

[加入金]

第7条 新たに本協会の社員になる者は、第41条に規定する加入金を納付しなければならない。

[登録]

第8条 第6条の承認を得た銀行が加入金を完納したときは、理事は申込書に記載した事項を社員名簿に登録し、これを社員に通知しなければならない。

2. 社員としての資格は、前項の登録により取得するものとする。

[登録事項の変更]

第9条 社員名簿に記載した事項に変更を生じたときは、社員は1週間以内に書面でこれを本協会に通知しなければならない。

2. 前項の通知があつたときは、理事は社員名簿に変更の記載をして、これを社員に通知しなければならない。

[資格の喪失]

第10条 社員は、次の事由によって資格を喪失する。

[1]退会を申し出たとき

[2]第5条に規定する資格を失ったとき

[3]整理のため休業したとき、または破産の宣告を受けたとき

[4]解散または合併により消滅したとき

[5]除名されたとき

[社員資格の承継]

第11条 社員が次の各号の一に該当する場合には、各号に定める銀行は、社員の資格を承継することができる。

[1]他の銀行と合併し当該他の銀行が存続する場合、存続する銀行

[2]合併により新銀行を設立する場合、設立される銀行

[3]分割または営業譲渡により、営業の全部を他の一の銀行に譲渡し、かつ、前条第2号または第4号により社員の資格を喪失する場合、営業を譲り受ける銀行

[4]分割または営業譲渡により、営業の全部または一部を当該社員の子会社である

銀行、親会社である銀行、または親会社の子会社である他の銀行に譲渡し、かつ、前条第2号または第4号により社員の資格を喪失する場合 営業の全部または一部を他の一の銀行に譲渡するときは、その銀行 営業の全部または一部を他の複数の銀行に譲渡するときは、その複数の銀行のうち当該社員が指定する一の銀行

[5]その他理事会が適当と認める場合、理事会が指定した銀行

[退会]

第12条 社員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

[除名]

第13条 社員が次の各号の一に該当したときは、総会において出席社員の4分の3以上の決議により、これを除名することができる。

[1] 経費の分担金を納付しないとき

[2] 本協会の体面を毀損する行為、または銀行の業務上してはならない行為をしたとき

[3] 営業状態が危険であると認められる事実があったとき、または総会の決議に違反したとき

2. 前項の規定により社員を除名しようとする場合は、その社員に総会において弁明の機会を与えなければならない。

[資格喪失の通知]

第14条 社員の資格を失った者があるときは、理事は社員名簿にその事由および年月日を記載し、これを資格喪失者および社員に通知しなければならない。

[権利、義務]

第15条 社員は、本協会の事業活動につきその便宜を受ける権利を有するとともに、この定款および総会の決議に従う義務を負う。

2. 社員がその資格を失ったときは、本協会に対するすべての権利を失う。

第4章 機 関

第1節 役 員

[役員]

第16条 本協会に理事5名以上8名以内、監事3名以内を置く。

[役員の選任]

第17条 理事7名以内、監事2名以内は社員の役職員の中から、社員総会においてこれを選任する。また、理事1名、監事1名は社員以外から社員総会においてこれを選任する。

2. 理事のうち1名を会長、1名を常務理事とする。

3. 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4. 会長および常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

[役員の職務および権限]

第18条 会長は、法令およびこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、会務を統括する。

2. 常務理事は、会長を補佐し、日常の事務を処理する。
3. 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、本協会の運営について協議する。
4. 監事は、理事の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。また、監事は、いつでも理事および使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務および財産の状況の調査をすることができる。
5. 会長および常務理事は、毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

[役員の任期]

第19条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する決算総会終了の時までとする。ただし、再選は妨げない。

2. 役員に欠員が生じたときには、臨時総会を招集してこれを補充し、または次の通常総会まで選任を延期することができる。
3. 補充により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 理事または監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

[役員の解任]

第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において出席社員の4分の3以上の同意により解任することができる。

- [1] 本定款に違反したとき
- [2] 本協会の役員としてふさわしくない行為をしたとき

[役員の報酬等]

第21条 理事および監事は、無報酬とする。ただし、常務理事および外部監事は社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第2節 会議・事務局

[会議の種類]

第22条 本協会の会議は、総会および理事会とする。

[総会の構成]

第23条 総会は、社員を以って構成する。

2. 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

[総会]

第24条 総会は、通常総会および臨時総会とする。

2. 通常総会は、毎年3月に開催する予算総会および事業年度終了後、3か月以内に開催する決算総会とし、会長が招集する。
3. 前項の決算総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。
4. 臨時総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
5. 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員から、会長に対し、総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

[総会の招集手続]

第25条 会長は、総会を開催しようとするときは会日の1週間前までに会議の目的である事項、日時および場所を示した書面をもって、各社員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、社員全員の同意を得て、招集の手続を経ることなく開催することができる。

2. 前項にかかわらず、総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができるとするときは、その旨を通知するとともに、会日の2週間前にその通知を発しなければならない。

[社員の議決権]

第26条 各社員の議決権は1個とする。

2. 総会に出席しない社員は、前条の規定によりあらかじめ通知のあった事項について書面で議決し、または他の出席社員にその行使を委任することができる。
3. 前項に規定する書面で議決することとした者、または委任した社員は総会に出席したものとみなす。

[議決権の制限]

第27条 本協会と、ある社員との関係について決議をする場合には、当該事案に限り、その社員は議決権を有しない。

[総会の議長]

第28条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

[総会の議事]

第29条 総会は、社員の過半数が出席しなければ会議を開き決議することができない。

2. 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合、および法令で定められた事項を除き、議長を含む出席社員の過半数で決する。
3. 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

[総会の決議事項]

第30条 総会はこの定款に定めるものほか、次の事項を決議する。

- [1]事業計画および予算
- [2]事業報告および決算
- [3]理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項
- [4]その他総会で決議するものとして法令で定められた事項

[総会の議事録]

第31条 議長は、総会の議事録を作成し、署名のうえ事務所に備え置かなければならぬ。

[理事会]

第32条 本協会に理事会を置く。

2. 理事会は理事全員をもって組織し、次の職務を行う。
 - [1]本協会の業務執行の決定
 - [2]理事の職務の執行の監督
 - [3]会長および常務理事の選定および解職

[理事会の決議事項]

第33条 理事会はこの定款に別に定めるものほか、次に掲げる事項を決議する。

- [1]総会に提出すべき議案
- [2]総会において理事会に委任された事項
- [3]前2号のほか、本協会運営上の重要事項

[理事会の開催および招集手続]

第34条 理事会は、会長が招集する。また、その他の理事から、会長に対し会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき、これを開催する。

2. 会長は理事会を開催しようとするときは、会日の5日前までに会議の目的である事項、日時および場所を各理事および各監事に通知しなければならない。ただし、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
3. 会長が欠けたとき、または会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

〔理事会の議事〕

第35条 理事会の決議は、決議に特別の利害関係を有する理事を除く理事の

過半数以上が出席しなければ、会議を開き決議することができない。

2. 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
3. 理事会の議事は、特別の利害関係を有する理事を除く、議長を含む出席理事の過半数で決する。
4. 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

〔理事会の議事録〕

第36条 法令に定めるところにより、議長は理事会の議事録を作成し、署名のうえ

事務所に備え置かなければならない。

2. 前項の議事録に、議長のほか監事も署名または記名押印する。

〔事務局〕

第37条 本協会の事務を処理するため事務局を置く。

2. 会長は、理事会の同意を得て、事務局に事務局長、事務局次長、および若干名の職員を置くことができる。

第5章 資産および会計

〔資産の構成〕

第38条 本協会の資産は、次に掲げるものにより構成する。

- [1]財産目録に記載された財産
- [2]加入金および経費分担金
- [3]事業に伴う収入
- [4]資産から生ずる収入
- [5]寄付金品
- [6]その他の収入

2. 資産は、基本財産および通常財産の2種に分ける。

基本財産は加入金等積立預金とし、財産目録に基本財産として記載する。

基本財産はこれを処分し、または担保に供することはできない。ただしやむを得ない理由がある場合には、総会において総社員の3分の2以上の決議を経て処分し、または担保に供すことができる。

通常財産は、基本財産以外の資産とする。

[資産の管理]

第39条 本協会の資産は、会長がこれを管理する。

[経費分担金等]

第40条 社員は、この定款の定めるところにより、加入金、経費分担金(以下「経費分担金等」という。)を負担する義務を負う。

[加入金および経費分担金]

第41条 本協会の経費分担金等の算出基準および納付方法は、総会において定める。

2. 社員は既納の経費分担金等については、理由の如何を問わず、その返還を請求することはできない。
3. 臨時に経費分担金を徴収するときは、総会の決議を経なければならない。

[事業年度]

第42条 本協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

[剰余金の処分]

第43条 本協会の各事業年度において生じた剰余金は、翌事業年度へ繰越し、翌事業年度の収入とする。

[事業計画および予算]

第44条 会長は毎事業年度ごとに、本協会の事業計画および収支予算書を作成し、理事会の決議および総会の承認を受けなければならぬ。これを変更する場合も同様とする。

[事業報告および決算]

第45条 会長は、毎事業年度終了後、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、収支計算書および業務成績報告書(これを法律上の事業報告とする)ならびにこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会および総会の承認を受けなければならぬ。

2. 貸借対照表については、総会終結後遅滞なく、第52条により公告しなければならない。

[予算書等の備え付け]

第46条 会長は、総会の承認を得た前2条に規定する書類を事務所に備えておかなければならない。

2. 第44条にかかる書類については、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般的の閲覧に供するものとする。
3. 第45条にかかる書類については、次の書類を含め、5年間備え置き、一般的の閲覧に供するとともに、定款および社員名簿を備え置き、一般的の閲覧に供するものとする。

[1]監査報告

[2]理事および監事の名簿(役員名簿)

[3]その他必要な資料

4. 事務所に備え置く資料の開示・閲覧にあたって必要な事項は、別に定める。

[資産処分等の制限]

第47条 本協会の重要な資産を処分しようとするときは、総会の承認を受けなければならない。

第6章 定款の変更

[定款の変更]

第48条 この定款は、総会において社員の4分の3以上の同意を得なければ、変更することはできない。

第7章 解散

[解散]

第49条 本協会は法令で定められた事由により解散するが、総会の決議により本協会を解散しようとするときは、総会において総社員の4分の3以上の同意を得なければならない。

[残余財産の処分]

第50条 本協会が解散したときの残余財産の処分については、法令に別に定めがある場合を除き、総社員の4分の3以上の決議を得なければならない。

第8章 雜則

[細則]

第51条 この定款の施行に必要な細則は、理事会の決議を経て別に定める。

[公告の方法]

第52条 本協会の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、山形県において発行する山形新聞に掲載する方法による。

附則

[定款の効力]

- 1.この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

[代表理事等]

- 2.本協会の最初の代表理事(会長)は長谷川吉茂、業務執行理事(常務理事)は佐藤賢治とする。

[事業年度]

- 3.一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、定款第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度開始日とする。

この定款は、平成22年4月1日(附則1の登記の日)から施行する。

平成元年9月27日 制定

平成10年4月15日 変更認可

平成16年2月12日 変更認可

平成19年1月16日 変更認可

平成22年4月1日 移行登記

2023年4月1日 変更